

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会運営要領

平成 18 年 8 月 2 日鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会決定
改正

平成 28 年 5 月 30 日鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 18 年鹿屋市条例第 18 号。以下「審査会条例」という。）第 15 条の規定に基づき、かつ行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法律」という。）の趣旨にかんがみ、本審査会が諮問を受けた審査請求の審査等に関し審査会の運営について必要な事項を定める。

(審査の原則)

第 2 条 審査会は、鹿屋市情報公開条例（平成 18 年鹿屋市条例第 16 号。以下「情報公開条例」という。）第 5 条の規定又は鹿屋市個人情報保護条例（平成 18 年鹿屋市条例第 17 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 12 条、第 27 条若しくは第 35 条の規定に基づく請求に対する決定に関し審査請求の審査を行うときは、審査会条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、諮問をした実施機関に対し、当該諮問に係る公文書の提示を求めこれを参照することを原則とする。

2 審査会は、当該諮問に係る公文書の量が多いとき又は当該諮問に係る不開示情報が複数若しくは複雑なときは、審査会条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、諮問をした実施機関に対し、不開示の決定があった公文書の内容等を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることを原則とする。

3 前 2 項の諮問に係る公文書の提示又は公文書の分類若しくは整理した資料の作成は、公文書提示等請求書（別記第 1 号様式）によって実施機関に求めるものとする。

(実施機関からの理由説明書)

第 3 条 審査会が審査請求の審査を行う場合、まず、関係の実施機関に対し、期限を定めて、第 2 条第 1 項にいう各条例に基づく請求の決定に関する理由説明書の提出を求めるものとする。ただし、鹿屋市情報公開事務取扱要領第 23 条若しくは鹿屋市個人情報保護事務取扱要領第 52 条の規定により、理由説明書が提出されているときは、この限りではない。

2 審査会は、前項の理由説明書が提出されたときは、直ちに審査請求人にその写しを送付する。

(審査請求人の意見書等)

第4条 審査会は、審査会条例第10条の規定により、審査請求人に対し、期限を示して、前条の理由説明書に対する意見書又は資料の提出を求めることができる。

2 前条に規定された意見書又は資料が提出された場合には、審査会は審査請求人、諮問をした実施機関及びその関係者（以下「審査請求人等」という。当該意見書又は資料を提出した者を除く。）にその写しを送付する。

(意見陳述の聴取等)

第5条 審査会は、審査会条例第9条第1項の規定により審査請求人等から口頭意見陳述の申し出を受けた場合には、法律第31条第1項の趣旨に則り、その機会を設けるものとする。

2 前項の口頭による意見陳述の申し出は、口頭意見陳述申出書（別記第2号様式）により行わなければならない。

(審査請求人又は参加人の口頭意見陳述手続の運営)

第6条 審査会は、審査会条例第9条第2項の規定により、審査請求人又は参加人があらかじめ口頭意見陳述に際しての特定の補佐人の付添いを申請した場合において、その申請が相当であるときは、補佐人の付添いを承認することができる。

2 前項の申請は、補佐人出席承認願書（別記第3号様式）によりしなければならない。

3 審査請求人又は参加人の口頭意見陳述にあつては、正規の代理人及び補佐人は、意見を述べることができる。

4 審査請求人又は参加人の口頭意見陳述の期日、陳述時間等については、審査会が審査請求人の意見を聴いて定める。

(争点の確定及び補充書面)

第7条 審査会は、審査請求の審査における争点を確定するため必要と認めるときは、実施機関に対して釈明を求め、その際、期限を定めて、補充説明書の提出を求めることができる。第3条第2項の規定は補充説明書に準用する。

2 実施機関は、前項前段の場合に限らず補充説明書を提出することができる。

3 審査会は、補充説明書の提出があつた場合又はその他必要と認める場合には、審査請求人に対し、期限を示して、補充意見書の提出を求めることができる。第

4条第2項の規定は補充意見書に準用する。

4 審査請求人は、前項前段の場合に限らず補充意見書を提出することができる。

5 審査会は、答申においては、当該審査請求の審査上有意義と認められる争点について判断することとする。

(審査会への提出資料等の閲覧等)

第8条 審査会条例第12条の規定により、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を申出をしようとする者は、審査会提出資料等閲覧等申出書(別記第4号様式)を審査会に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により申出書が提出されたときは、速やかに当該閲覧の諾否を決定し、その旨を審査会提出資料等閲覧等承諾通知書(別記第5号様式)、審査会提出資料等閲覧等一部承諾通知書(別記第6号様式)又は審査会提出資料等閲覧等拒否通知書(別記第7号様式)、により、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

(公文書等の保全)

第9条 審査会は、実施機関が当該審査請求の審査に重要な関係を持つ公文書等を保存している場合には、当該審査請求の審査が終了するまではその公文書等を実施機関として保全するように求めることができる。

(答申書の送付等)

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

2 前項の答申の内容の公表は、情報公開室に答申書を備え付ける方法及びホームページに掲載する方法により行うものとする。

(議事録の作成)

第11条 審査会の議事録は、議事の日程及び項目等その概要を記した要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、審査会に必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年8月2日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

公文書提示等請求書

様

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 印

このことについて、 年 月 日付け 第 号で諮問の
あった下記審査請求の審査に必要ですので、鹿屋市情報公開・個人情報保護審査

第1項 提示
会条例第7条 の規定に基づき、下記により を求めます。

第2項 公文書の分類又は整理した資料の作成

記

1 諮問のあった審査請求	
2 提示等を求める公文書	
3 提示日時	年 月 日 時 分
4 提示場所	

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

口頭意見陳述申出書

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 様

住所
氏名

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例第8条第1項の規定に基づき、口頭意見陳述を希望しますので、下記のとおり申し出ます。

記

1 口頭意見陳述を希望する 審査請求の件名	
2 口頭意見陳述を希望する理由	
3 備考	

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

補佐人出席承認願書

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 様

住所
氏名

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例第8条第2項の規定に基づく口頭意見陳述を行う際に下記の者を補佐人として共に出頭したいので、下記のとおり願います。

記

1 口頭意見陳述を希望する 審査請求の件名		
2 補佐人の氏名及び 住所	氏 名	
	住 所	
3 補佐人の出席承認を希望する理由		
4 備考		

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 様

住所

氏名

審査会提出資料等閲覧等申出書

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条の規定に基づき、下記のとおり、鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付について、申し出ます。

記

1 審査請求の件名	
2 申し出る意見書又は資料の件名又は内容	
3 希望する閲覧等の実施方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

様

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 印

審査会提出資料等閲覧等承諾通知書

年 月 日付けであった審査会提出資料等閲覧等の申出について、
次のとおり承諾することとしたので、通知します。

記

1 審査会提出資料等の 件名又は内容		
2 閲覧等を行う 日時及び場所	日時	年 月 日 時 分
	場所	
3 備考		

年 月 日

様

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 印

審査会提出資料等閲覧等一部承諾通知書

年 月 日付けであった審査会提出資料等閲覧等の申出について、
次のとおり一部承諾することとしたので、通知します。

記

1 審査会提出資料等の 件名又は内容		
2 閲覧等を一部拒否 する理由		
3 閲覧等を行う 日時及び場所	日時	年 月 日 時 分
	場所	
4 閲覧等の実施方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付	
5 備考		

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

様

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 印

審査会提出資料等閲覧等拒否通知書

年 月 日付けであった審査会提出資料等閲覧等の申出について、
次のとおり拒否することとしたので、通知します。

記

1 審査会提出資料等の 件名又は内容	
2 閲覧等を拒否する 理由	
3 備考	